

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年12月11日（金）15:00～15:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|---------------------|
| 米山 毅 | 法務省出入国在留管理庁政策課補佐官 |
| 成松 英範 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 |

<提案者>

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 高須 信二 | 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区企画担当課長 |
| 青木 優紀 | 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区・戦略事業推進課課長代理 |
| 橋本 公暁 | 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区・戦略事業推進課 |

<事務局>

- | | |
|--------|-------------------|
| 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 喜多 功彦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 千野 貴彦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材受入れ（美容師）について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、今回の議題は「クールジャパン・インバウンド外国人材（美容

師)の受入れについて」ということで、法務省、厚生労働省、東京都に御参加いただいております。法務省と東京都はオンラインでの御出席という形になってございます。

配布資料につきましては、本日は法務省と厚生労働省から提出いただいております。両方とも公開ということでございます。

また、議事についても公開ということでございます。

なお、本日のクールジャパンの関係でございますが、今年3月の諮問会議の「追加の規制改革事項」において、「日本の美容師免許を有する外国人材を受け入れる制度について、関係者の意見を聞きつつ、実現に向けて検討を行い、年内に結論を得る」という形になっておりまして、今日は厚生労働省から検討状況を御説明いただいた後に、法務省、東京都にコメントを頂くというような形で進めていただければと思います。

それでは、八田先生、どうぞよろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいましてありがとうございます。それでは、早速、案について御説明をお願いいたします。

○成松課長 厚生労働省の医薬・生活衛生局生活衛生課長の成松でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず、お手元に2枚紙でお配りさせていただいておりますので、それを御説明させていただきますが、今ちょうどお話がありましたとおり、あるいは資料にも書いていますとおり、提案いただいた自治体、あるいは関係省庁、特に出入国在留管理庁、あるいは内閣府と調整中でございますけれども、外国人美容師の育成に係る制度概要案ということで提出させていただいている横置き2枚紙を基に御説明させていただければと思います。

まず、全体像でございます。1枚目を見ていただければと思います。既にクールジャパンの関係で、日本料理の関係で行われているスキームがございます。日本の食文化海外普及人材育成事業というのが既に動いていると思いますけれども、全体としてはそのスキームをしっかり踏まえさせていただくということで検討させていただいているところでございます。

具体的なところを申し上げますが、まず、外国人美容師の育成に関与する機関としては、資料中、真ん中よりちょっと上の辺りに監理実施機関と書いてございますが、この監理実施機関を位置付けてございます。後ほど申し上げますが、育成機関の作成する計画への意見、特に専門的な見地からの意見の付与とか、あるいはその実施が適切に行われているかなど、実際に育成機関がしっかり適切に行っているかという、その管理を行う機関として位置付けてございます。

その次、真ん中より下のほうに移らせていただきまして、育成機関というものがございます。こちらは実際に外国人美容師と雇用契約を締結して、業務に従事させて、外国人美容師に美容に関する実践的な知識及び技能を習得させる機関となります。具体的には、実際の美容所です。実際に外国人美容師が勤務する美容所を経営する法人などを想定してございます。

一番上の関係自治体というのは、今日も御参加いただいておりますが、提案いただいた東京都などの特区自治体、右上の関係省庁は、先ほど申し上げた内閣府、厚生労働省、出入国在留管理庁というのを想定させていただいております。

実際にどういう流れになるのかというのを御説明させていただきますが、全体として、関係機関、関係省庁、あるいは実際の美容師と相互に連携しながらやっていくということになります。大まかな流れで、次に矢印の部分をお説明させていただきます。

①監理実施機関が、育成機関と外国人美容師のマッチングを支援し、マッチングが成立するというようになります。

②で、実際に採用の内定ということをお育成機関にさせていただきます。

その後、③育成機関において育成計画を作成する。作成したら、監理実施機関経由で関係自治体宛に申請をするということになります。

そして、④監理実施機関は、その育成計画に対して専門的な見地から意見をした上で、関係自治体のほうに送付をする。

その上で、⑤ですけれども、関係自治体が、その育成計画を審査・認定をするという形になります。認定後でございますけれども、育成計画に沿って育成機関が、外国人美容師の育成を行うこととなります。

⑥として、監理実施機関は、少なくとも1年に1回習得状況の評価をしていただく。

⑦その結果を関係自治体に報告をする。

⑧関係自治体は、監理実施機関の報告に基づいて活動継続の適否を判断し、監理実施機関を経由して育成機関及び外国人美容師に通知をするという運びになっております。

これは大まかな流れですけれども、その他にも真ん中の上のほうに、監理実施機関は定期監査、あるいは外国人美容師から様々な相談を受け付けるという役割を果たしているところで、これは1枚紙の右下のほうになってございます。

2枚目に移っていただきまして、それぞれの機関に求められている要件について御説明をさせていただきます。

監理実施機関につきましては、事務遂行体制が確保されていること、あるいは財産的基礎があること、職業紹介の許可を取得していること、非営利法人であること、法令違反、あるいは暴力団などの欠格条項に該当しないということを求めておりますとまとめてございます。

二つ目、育成機関の要件といたしましては、適切な美容所を所有している、管理美容師が配置されている、健全で安定的な経営状況であること、労働関係法令が遵守できていること、これも同じく法令違反、暴力団などの欠格要件に該当しないこと、特区ですので、区域計画の認定を受けた事業実施区域内に美容所を有していること、日本人と同等額以上の報酬で外個人を雇用することというのを検討してございます。

もう一つ、外国人美容師の要件でございますけれども、これも成績優秀かつ素行が善良で、美容師試験の受験資格を有する見込みがあること、後日、美容師免許を必ず取ってい

ただくということを検討させていただいています。日本語能力試験はN2以上ということ、あるいは18歳以上という要件などを今検討させていただいています。

真ん中より下、その他です。

①帰国担保措置として、外国人美容師が、帰省を除いた帰国旅費を支弁できないときは、育成機関が当該旅費を負担する。育成機関が支弁できないときは、監理実施機関が当該旅費を負担するということ。

②雇用の継続が不可能となった場合の措置として、本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、監理実施機関が新たな育成機関を確保するように努めるというところがございます。

③育成計画につきましては、美容所で提供される美容に関する業務であって、基本技術でございますシャンプー、カット、ブロー等を必ず含むというようなことを検討してございます。

駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、他の官庁からも御説明をお願いします。出入国在留管理庁、付け加えることはありますでしょうか。

○米山補佐官 法務省出入国在留管理庁でございます。

出入国在留管理庁としましては、本制度におきましては、外国人美容師を在留資格「特定活動」により受け入れることを検討しております。

厚生労働省からもお話がありましたとおり、制度の詳細につきましては、今後も協議を進めていきまして、関係自治体や関係省庁との連携のもと、適切に運用に努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、東京都からお話を伺いたいと思います。

○高須課長 東京都でございます。本日は参加させていただきましてありがとうございます。

今、厚生労働省、法務省から御説明がありましたけれども、内閣府を始め、国の機関の皆様の方でこちらの提案につきまして検討いただき、本当にありがとうございます。

今のところ、こういった要件が示されてございまして、詳細についてはまだ調整中ということですが、制度を詰めていく中で、外国人の適切な監理をしつつも、実際の美容サロンや監理実施機関が運用できるような適切な仕組みを構築していただけると大変ありがたいなと思っております。基本的にはこういった形で進められていければ、東京都としてもありがたいかと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問・御意見はございませんでしょうか。

○本間委員 ちょっと時間的な流れと言いますか、求人・紹介があって、採用が内定してから、育成機関が認定を受けて実施できるまでにどれぐらい時間がかかるとお考えでしょうか。速やかにささっとやられるのか、育成計画の作成・申請があって、それを認定して初めて実施できるわけですね。その辺りの時間的なことについて何かお考えがあれば。

○成松課長 ありがとうございます。

まさしくささっとやるというのが本旨だと思いますけれども、ただ、ある程度一定の時間はかかると思っていますので、そういった意味では、ちょっとまだ1か月とか、そういう期間というの見込めていないですけれども、具体的な期間はないですけれども、御指摘も踏まえて速やかにやるように、関係省庁間、監理実施機関も出てきますので、そういったところと調整したいと思います。

○本間委員 よろしくお願ひします。

○事務局 今の本間委員からの御質問に、ちょっと事務局のほうから補足させていただければと思います。

通常は、日本人での採用スケジュールにおきまして、色々学校関係者からもお伺いしたことがございますので、御紹介させていただきますと、やはり秋から冬にかけて採用活動をされて、内定を得た方が出てくると、この時点では、まだ美容師試験の合格というか、美容師免許を持っていない方なので、試験に合格し免許を取得することを見越した内定ということが現状としてあるということでございます。

一般的に多いとされております3月末卒業、4月1日採用の方を想定いたしますと、こういう秋から就職活動して内定を頂いた方については、イメージで言いますと、2月ぐらいまでには育成計画を作成して申請いただいて、その申請に係る審査として、監理実施機関が専門的見地からの意見を付与するために審査します。その後、関係自治体が審査いたしますので、実際には今後、詳細な様式とかを調整させていただくので、提出書類のボリューム感にもよるのですけれども、おそらく一定程度、1か月とかもう少しかかるのではないかと。特に最初のほうはまだ初めてのことなので、時間がかかって、慣れて行くと、もう少し審査の時間も段々短くなっていくのかなと思います。ただ、やはり色々確認しなければならぬ書類とかがありますので、一定程度かかるものと認識してございます。

その後、この育成計画が認定をされた後も、在留資格変更許可の申請を地方出入国在留管理局にさせていただくので、地方出入国在留管理局の審査のほうも一定程度時間を要すると考えてございます。

以上の相場感を今、考えてございます。

○八田座長 他に委員の方からございませんか。

それでは、私のほうから伺いたいと思います。今の議論に関係してですが、外国人が日本の美容学校に留学しに来る。その段階では、必ずしもこの制度に乗っかるかどうかというのは分からないで、そのまま国に帰っていくかもしれないわけです。それで、ある段

階で、この制度に乗るために登録をする必要があるわけでしょうね。

ここで外国人美容師の要件というところに、受験資格を有する見込みがあることということですから、もちろん試験を受かった人だけではなくて、今の話にあったように、秋ぐらいから受けるわけですが、仕事を探し始める前の段階でこの制度に乗って、何らかの認定を受けている必要があるのか、それとも、仕事が見つかった段階で、それなら届け出ましようと言って、雇う側に色々手続をやってもらおうということになるのか、その辺はどうなのでしょう。

○事務局 今まだ調整中ではございます。現時点では、秋頃の時点で、外国人美容師の要件を、その段階で何か制度上チェックして適否を判断するというものではなくて、あくまで本人の意思で美容所において就労したいという人がいれば、学校側に実際には推薦を出していただくのが要件確認の手段になってございますので、進路相談の意向確認の中で、本人がこの制度を使いたいと言ったときに、そういうアドバイスをする。

当然受験資格の見込みというのが、まさに美容師養成施設をしっかりと卒業するところもございまして、当然その単位数が足りない人は取得する見込みがないので、学校側も推薦状を出さない。そういうことがあるので、本人の希望に応じて学校側も実際に出席状況だとかそういったことを踏まえて、最後に、この人材がこの制度を活用できるかといったときに、当然内定を得た後に推薦状を出していただくというのを今、想定しています。

○八田座長 内定が出た後でいいと言うのですけれども、相手方の美容院が、後でこの制度で認められない可能性もなくはないわけです。そうすると、またやり直さないといけない。そういう状況で、私が仕事を探しているなら、ものすごい大手のところは絶対確実だとして行ってしまおうと思うのです。小さなところについては、認定の不確実性について悩むと思うからです。前もって養成機関が、実際の個別の人が入る前に認定を受けるということはあるのですか。

○事務局 現状の制度設計の議論の中ではそういったことは想定してございませんけれども、今の御指摘は、まさに監理実施機関が人材を紹介していただく際に、今後の育成計画を審査していただくことや、監理していただくことになるので、事前に求人紹介を関与していただく制度に今のところなっておりますが、そういう観点から、事前に外国人受入れを希望しているサロンを把握しておくことで、そこで要件をそのときに確認するかどうかはまだ議論が全然できてございませんけれども、そういった中で、全くもって要件に当たらないようなところに、実際に就職活動して内定を得てしまうと、結果的に後で認められないということが生じてしまうので、今の八田座長の御指摘はそういったところかなと思いますので、また各省庁間で協議させていただければと思います。

○八田座長 是非そこは協議していただいて、職を探す対象が本当に大手だけに限られないようにする仕組みは必要なのではないかと思います。

そうすると、他にございませんでしょうか。

それでは、今年の春の諮問会議で本年中に結論を得るということを受けて、今日のお話

でやるという結論に法務省も厚生労働省も内閣府も合意された。その上で、具体的な成果案の確定を本年度中に行うことも決めていただきました。パブコメは、その後ちょっと時間がかかるかもしれないけれども、成果案の確定自体は今年度中にやるということによろしいですね。

○成松課長 そのとおりで進めたいと考えてございます。

○八田座長 事務局から何かありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○八田座長 それでは、お忙しいところをどうもありがとうございました。